

# 公的研究費の不正防止基本計画

## 1. 方針

当社は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定。平成26年2月18日改正）に基づき、公的研究費の不正使用を防止するため、「不正防止基本計画」を策定し、同計画を効果的及び計画的に実施することにより、適正かつ効率的な運営及び体制に努めます。

## 2. 実施内容

### （1）研究者に対しての実施

#### ① 「確認書（誓約書）」の提出

公的研究費を執行する研究者には、公金を使用する責任の重大さと研究者倫理・コンプライアンスを自覚させ、関係ルールを遵守する旨の「確認書（誓約書）」の提出を求め、意識の向上を図る。

#### ② 公的研究費の適正な執行

研究者には、当社の規程等及び委託先の事務処理要領等を遵守させ、公的研究費の適正な執行に努める。

### （2）組織（機関）としての実施

#### ① 組織（機関）内の責任体系の明確化

最高管理責任者（代表取締役社長）、統括管理責任者（管理部長）の下、コンプライアンス推進責任者（医薬品事業部長）は、研究活動上の運営・管理のみならずコンプライアンス教育に努める。

#### ② 関係諸規程の見直し

公的研究費を取扱うルールと研究現場の実態とが乖離していないか常時確認し、現行規程の見直しを行うとともに、必要に応じ新たな規程・ルールの制定を行う。

#### ③ 従業員への説明会等の実施

研究者及び事務員に対し、当社規程・ルールのより適正な理解及び公的研究費に関するルールの周知徹底と啓発を図るため、社内研修会・説明会等を積極的に実施し、全社的な意識向上を図る。

#### ④ 適正な執行管理

経費の適正かつ効率的な執行状況を把握するとともに、当社の規程等及び委託先の事務処理要領等を遵守し、公的研究費の適正な執行管理に努める。

#### ⑤ イン트라ネットによる社内への周知

当社のイン트라ネットにより社内で共有し周知を図る。

⑥ ホームページによる社外への公表

公的研究費の不正防止への取組みに関する方針等を、当社ホームページに公表し、社外周知を図る。

⑦ 内部監査

内部監査人は、研究費の運営管理状況、並びに法令及び関連諸規程の整備・運用状況について、必要に応じて内部監査を実施する。

3. 不正防止計画の推進

統括管理責任者は、当社における研究費の運営管理に係る不正を発生させる要因の把握分析に努め、不正防止計画についての点検・評価を行い、必要に応じて見直すことにより、これを常に適切なものに保つこととする。

4. 附則

(1) 本基本計画の改廃は、規程管理規程による。

(2) 本基本計画は、平成 26 年 11 月 19 日より施行する。